

## 2023年度品質管理レビュー資料集

## 目 次

---

<b>1. 品質管理レビュー制度等</b> .....	1
(1) 品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の実施概要 .....	1
(2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移 .....	2
(3) 主な項目ごとの改善勧告事項 .....	6
(4) 改善勧告事項の発生状況 .....	8
(5) 通常レビューの実施対象とした監査業務に関する情報 .....	11
(6) 品質管理レビューに関連する実績情報 .....	13
(7) その他の活動状況 .....	16
<b>2. その他の参考情報</b> .....	19
(1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況 .....	19
(2) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要 .....	20
(3) 品質管理レビュー制度に関連する規程の変更 .....	22

## 1

## 品質管理レビュー制度等

## (1) 品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査の実施概要

品質管理レビューの実施事務所に対応する公認会計士・監査審査会の検査の実施状況は下表のとおりです。

当協会による品質管理レビューの実施概要				
年度(注)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
レビューアー数 (うち主席・副主席レビューアー) (うち主査レビューアー) (うちIT専門家レビューアー)	40人 ( 7人) (19人) ( 4人)	38人 ( 6人) (17人) ( 4人)	37人 ( 6人) (16人) ( 3人)	41人 ( 6人) (19人) ( 3人)
通常レビュー実施監査事務所数 (うち上場会社等の監査を行った監査事務所数)	56事務所 (38事務所)	76事務所 (52事務所)	92事務所 (63事務所)	81事務所 (51事務所)

(注)品質管理レビューの実施年度は、毎年4月から翌年3月までです。

公認会計士・監査審査会による検査の実施概要		
品質管理レビュー実施年度+1年	2021年度	2022年度
検査官数	33人	32人
検査実施事務所数	9事務所	7事務所

(注1)検査の事務年度は、毎年7月から翌年6月までです。

(注2)2022年度の検査実施事務所数は、2023年3月31日までに着手したものを計上しています。

(注3)「補足資料1 2023年度品質管理レビュー資料集」作成時点では、「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和5年度版)」は発行されていないため、公認会計士・監査審査会による検査の実施概要については2022年度までを記載しています。

(資料)「公認会計士・監査審査会の活動状況(令和4年度版)」(令和5年6月)より協会作成。

## (2) 通常レビューの実施状況及び実施結果の推移

過去10年間の通常レビュー実施監査事務所数及び品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所に対する通常レビューの実施結果は、それぞれ下図のように推移しています。

なお、通常レビューを開始した年度内に品質管理レビュー報告書を承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、通常レビュー実施監査事務所数と通常レビューの実施結果ごとのレビュー報告書交付監査事務所の総数が一致しない場合があります。

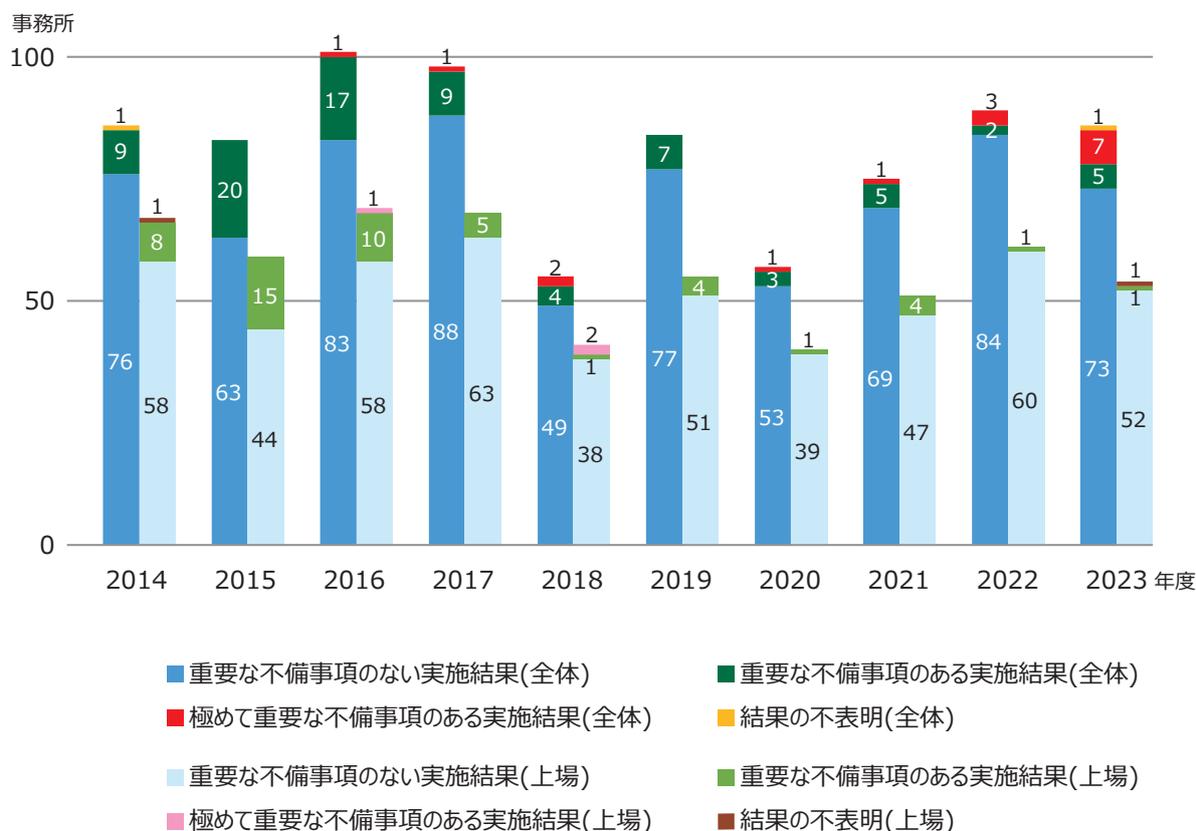
### 【通常レビュー実施監査事務所数の推移】



(注1)「みなし登録上場会社等監査人」の2022年度以前の監査事務所数は、2023年3月31日に廃止となった上場会社監査事務所登録制度(以下「旧制度」という。)上の登録事務所数を表しています。

(注2)各年は4月1日現在における監査事務所数を表しています。(2023年度は法令上の経過措置の適用を受けるための届出の提出期間後の数値)

## 【通常レビューの実施結果ごとの各年度のレビュー報告書交付監査事務所数】



(注1)レビュー報告書交付監査事務所数値は「全体」、上場会社等の監査を行っている監査事務所の数値は「上場」としています。

(注2)2019年度以前の「重要な不備事項のない実施結果」、「重要な不備事項のある実施結果」、「極めて重要な不備事項のある実施結果」については、それぞれ「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」を記載しています。なお、「重要な不備事項のある実施結果」には、「極めて重要な準拠違反の懸念がある限定事項付き結論」を含めています。

### ① 通常レビューの実施状況の推移

各年度の通常レビュー対象監査事務所総数及び通常レビュー実施監査事務所数の増減理由としては、通常レビュー対象監査事務所の合併・解散、通常レビュー対象会社等の監査人の異動等による影響のほか、品質管理レビュー制度の改正による影響などが考えられます。

例えば、2016年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所が20事務所と大幅に増加したことから、これらの事務所を継続して指導するため、2015年度に新設された機動レビューを28事務所に実施した結果、レビューを実施した監査事務所数が増加しました。また、2017年度には、個人事務所の通常レビュー対象会社等との監査契約が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査法人に変更となったこと等により、通常レビュー対象監査事務所総数が209事務所から197事務所へと減少しました。

2020年度には、新たに準登録事務所となった監査事務所及び一定規模以上の信用金庫等を新規受嘱した監査事務所が増加したことから、通常レビュー対象監査事務所総数は増加しましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮するなど、一部の監査事務所について、レビューの実施頻度を伸長したため、通常レビュー実施監査事務所数は、56事務所に減少しましたが、2021年度において、2020年度にレビューの実施頻度を伸長した監査事務所について、通常レビューを実施したこともあり、通常レビュー実施監査事務所数が増加しました。

2023年度においては、上場会社等の監査を行う監査事務所数が2022年度から減少しています。これの主な減少理由は、法令上の経過措置の適用を受けるための届出を提出していない(4事務所)、旧制度において準登録事務所(品質管理レビュー実施済監査事務所)であり、法令上の経過措置の適用を受けるための届出を提出する資格を有していない(3事務所)等が挙げられます。なお、通常レビュー実施割合は例年並みとなっており、みなし登録上場会社等監査人に対しては、適格性の確認ガイドラインに沿って通常レビューを実施しました。

## ② 通常レビューの実施結果の推移

2014年度にかけては、通常レビュー実施監査事務所の総数に占める「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合が10%前後で推移するとともに、監査の品質を十分に確保できた監査事務所とそれ以外の監査事務所との二極化の傾向が鮮明になりました。その背景には、リスク・アプローチの監査実務への適用が進み、また、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所が増えたことが考えられます。

2015年度においては、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象となる監査業務(通常レビュー対象会社等)の範囲を拡大したことや監査リスクが高いと判断した個別の監査業務に対するレビューを重点的に実施したことのほか、当該年度の前後に会計監査をめぐる不祥事が相次いだことを受けて、通常レビューの実施や結論の表明に係る審議に当たり、より厳格かつ慎重な審議を行った結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加しました。

2016年度から2018年度にかけて、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所の割合がそれぞれ前年度と比較して減少しました。これは、2016年度に実施した機動レビュー等の実施を通じて監査事務所の監査品質の改善が進んだこと、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が通常レビューの対象から外れたことによるものです。

2019年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所数は、通常レビューを実施した監査事務所が多かったこともあり、前年度と比較して増加しました。2020年度においては、品質管理レビュー制度の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一部の監査事務所についてはレビューの実施頻度を伸長したことから、通常レビュー実施監査事務所数が少なくなったこともあり、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数は、前年度と比較して減少しました。なお、2021年度において、前年度に伸長した監査事務所も通常レビューを実施したことから、通常レビュー実施監査事務所数が増加し、それに伴い、「重要な不備事項等のある実施結果」が表明された監査事務所数も増加しました。

---

---

2022年度においても、通常レビュー実施監査事務所数が増加したことに伴い、交付監査事務所数が増加していますが、「重要な不備事項等のある実施結果」が交付された監査事務所は全体の5%にとどまりました。

2023年度においては、レビュー実施監査事務所数の割合は例年並みであるものの、重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所の数、割合ともに増加しました。

### (3) 主な項目ごとの改善勧告事項

#### ① 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューにおける主な項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数は下表のとおりです。

(単位：事務所)

改善勧告事項		2022年度			2023年度		
		登録事務所	その他の監査事務所	合計 (注2)	みなし登録 上場会社等 監査人	その他の 監査事務所	合計 (注2)
監査事務所の品質管理のシステム	品質管理の全般的体制★	5	4	9( 10%)	44	9	53( 62%)
	監査調書の整理及び管理・保存★	16	6	22( 26%)	29	15	44( 51%)
	情報セキュリティ	6	3	9( 10%)	36	3	39( 45%)
	専門的な見解の問合せ	1	－	1( 1%)	38	－	38( 44%)
	品質管理のシステムの監視	5	4	9( 10%)	26	10	36( 42%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任★	3	2	5( 6%)	29	5	34( 40%)
	審査	5	4	9( 10%)	22	9	31( 36%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	4	2	6( 7%)	15	12	27( 31%)
	契約の新規の締結及び更新★	3	4	7( 8%)	20	6	26( 30%)
監査業務の品質管理	不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)★	28	11	39( 44%)	45	20	65( 76%)
	会計上の見積りの監査★	38	16	54( 61%)	38	20	58( 67%)
	監査証拠	24	8	32( 36%)	29	19	48( 56%)
	仕訳テスト★	21	13	34( 38%)	21	23	44( 51%)
	実証手続の立案及び実施	10	8	18( 20%)	15	10	25( 29%)
	企業及び企業環境の理解	9	3	12( 13%)	19	5	24( 28%)
	財務諸表の表示及び開示	9	3	12( 13%)	16	7	23( 27%)
	監査役等とのコミュニケーション	9	5	14( 16%)	8	14	22( 26%)
	グループ監査★	11	2	13( 15%)	15	2	17( 20%)
	監査調書の整理及び管理・保存	8	7	15( 17%)	9	7	16( 19%)
	関連当事者	8	1	9( 10%)	9	7	16( 19%)
	監査意見の形成と監査報告書★	14	1	15( 17%)	12	4	16( 19%)
	内部統制★	18	4	22( 25%)	12	2	14( 16%)
改善勧告書交付監査事務所数 <sup>(注3)</sup>	61	28	89(100%)	54	32	86(100%)	
【参考】 レビュー報告書交付監査事務所数 <sup>(注4)</sup>	61	28	89(100%)	54	32	86(100%)	

(注1)改善勧告事項のうち、重点的实施項目を含む事項については表中に★を付しています。

(注2)表中の( )は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合です。

(注3)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しません。

(注4)監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがあります。

## ② 重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所の改善勧告事項

通常レビューにおいて、重要な不備事項等のある実施結果となった監査事務所が受けた改善勧告事項について、主な項目ごとに集計した監査事務所数は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

改善勧告事項	2022年度			2023年度		
	登録事務所	その他の監査事務所	合計	みなし登録上場会社等監査人	その他の監査事務所	合計
重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数	1	4	5	1	11	12
うち監査事務所の品質管理のシステムに関する事項	1	4	5	1	11	12
品質管理のシステムの監視	1	3(3)	4(3)	1	10(7)	11(7)
指示と監督及び監査調書の査閲	—	2(2)	2(2)	1	10(7)	11(7)
審査	1(1)	4(4)	5(5)	—	8(5)	8(5)
監査調書の整理及び管理・保存★	1	2(1)	3(1)	1(1)	7(1)	8(2)
品質管理の全般的体制★	1(1)	4(3)	5(4)	—	8(7)	8(7)
契約の新規の締結及び更新★	1	4(3)	5(3)	1	6(3)	7(3)
専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任★	1	2	3	1	5(2)	6(2)
職業倫理及び独立性★	1	2(1)	3(1)	—	4(2)	4(2)
うち監査業務の品質管理に関する事項	1	4	5	1	11	12
仕訳テスト★	1	4(1)	5(1)	1	10(3)	11(3)
会計上の見積りの監査★	1(1)	3(2)	4(3)	1	10(7)	11(7)
監査証拠	1(1)	3(1)	4(2)	1	8(1)	9(1)
監査役等とのコミュニケーション	1	4(1)	5(1)	—	8(1)	8(1)
不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)★	1(1)	3(2)	4(3)	1	7(3)	8(3)
実証手続の立案及び実施	1	3(1)	4(1)	1	6(4)	7(4)
関連当事者	—	—	—	—	6	6
監査調書の整理及び管理・保存	—	3(1)	3(1)	—	5	5
監査の基本的な方針	—	3(1)	3(1)	1	4(3)	5(3)
企業及び企業環境の理解	1	3	4	1	4	5
監査意見の形成と監査報告書	1	—	1	—	4(1)	4(1)
内部統制★	1	3	4	—	2	2

(注1)改善勧告事項のうち、重点的实施項目を含む事項については表中に★を付しています。

(注2)監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の監査事務所数の合計は「重要な不備事項等のある実施結果の監査事務所数」、「監査事務所の品質管理のシステムに関する事項」又は「監査業務の品質管理に関する事項」の数とは一致しません。

(注3)表中の( )は、「重要な不備事項等のある実施結果」の原因となった改善勧告事項の項目ごとの監査事務所数です。

#### (4) 改善勧告事項の発生状況

「監査事務所の品質管理のシステム」及び「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項は、下表のとおりです。

##### ① 監査事務所の品質管理のシステム

##### 【改善勧告事項の発生状況(監査事務所の品質管理のシステム)】

レビューの結果	みなし登録 上場会社等 監査人	レビュー報告書 交付事務所数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1事務所 当たり平均数 (B/A)	
の重要な不備事項のない実施結果 の監査事務所	大手・準大手	2( 3)	-( - )	-( - )	
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	8( 9)	25( 5)	3.1(0.6)
		5~9社	13(12)	116( 13)	8.9(1.1)
		2~4社	19(19)	120( 32)	6.3(1.7)
		2社未満	11(17)	100( 9)	9.1(0.5)
	小計①	53(60)	361( 59)	6.8(1.0)	
	その他の監査事務所②	21(24)	17( 8)	0.8(0.3)	
計(①+②)	74(84)	378( 67)	5.1(0.8)		
重要な不備事項等のある実施結果の 監査事務所		12( 5)	82( 45)	6.8(9.0)	
合計		86(89)	460(112)	5.3(1.3)	

(注)( )内には2022年度の数値を記載しています。

## ② 監査業務の品質管理

### 【改善勧告事項の発生状況(監査業務の品質管理)】

レビューの結果	みなし登録 上場会社等 監査人	レビュー 報告書交付 事務所数	選定 業務数 (A)	改善勧告 事項数 (B)	1業務 当たり平均数 (B/A)	改善勧告事項 が生じた 業務数	
重要な 不備事項 のない 監査事務 所	大手・準大手	2( 3)	27( 37)	19( 31)	0.7( 0.8)	10( 18)	
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	8( 9)	38( 36)	110( 71)	2.9( 2.0)	33( 30)
		5~9社	13(12)	33( 28)	144( 61)	4.4( 2.2)	32( 20)
		2~4社	19(19)	27( 31)	87(115)	3.2( 3.7)	26( 30)
		2社未満	11(17)	12( 19)	66( 65)	5.5( 3.4)	12( 16)
	小計①	53(60)	137(151)	426(343)	3.1( 2.3)	113(114)	
	その他の監査事務所②	21(24)	25( 35)	102(108)	4.1( 3.1)	24( 33)	
	計(①+②)	74(84)	162(186)	528(451)	3.3( 2.4)	137(147)	
重要な不備事項等のある 実施結果の監査事務所		12( 5)	14( 8)	156(126)	11.1(15.8)	14( 8)	
合計		86(89)	176(194)	684(577)	3.9( 3.0)	151(155)	

(注)( )内には2022年度の数値を記載しています。

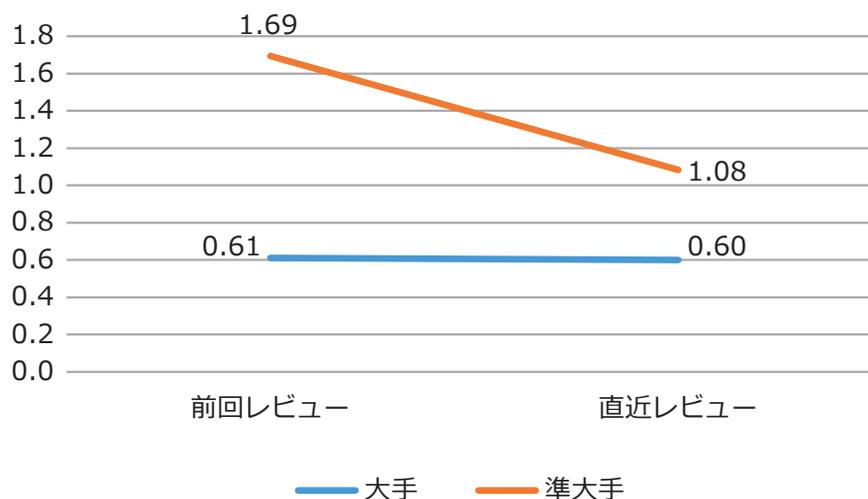
### 【大手監査法人及び準大手監査法人の1業務当たり平均改善勧告事項数】

	前回レビュー	直近レビュー
大手	0.61	0.60
準大手	1.69	1.08

(注1)2017年度~2022年度に実施した通常レビューのうち、各監査事務所直近2回分の1業務当たり平均改善勧告事項数を表しています。

(注2)参考値であることを鑑み、情報の更新は3年で実施する予定です。

### 【大手監査法人及び準大手監査法人の1業務当たり平均改善勧告事項数の推移(2017~2022年度)】



【選定した監査業務における改善勧告事項数ごとの内訳】

結果 レビューの	みなし登録 上場会社等 監査人	レビュー 報告書交 付事務所 数	選定 業務数	選定業務数について改善勧告事項数ごとの内訳(業務数)							
				改善勧告事項数							
				0件	1件	2件	3件	4件	5件～	計	
実施結果の不備事項のない 監査事務所	大手・準大手	2( 3)	27( 37)	17(19)	5( 9)	2( 6)	2( 2)	1( 1)	-( -)	27( 37)	
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	8( 9)	38( 36)	5( 6)	4( 9)	8( 9)	10( 7)	4( 3)	7( 2)	38( 36)
		5～9社	13(12)	33( 28)	1( 8)	5( 7)	11( 1)	3( 5)	1( 2)	12( 5)	33( 28)
		2～4社	19(19)	27( 31)	1( 1)	2( 6)	10( 8)	5( 6)	3( 1)	6( 9)	27( 31)
		2社未満	11(17)	12( 19)	-( 3)	-( 3)	2(-)	1( 2)	4( 6)	5( 5)	12( 19)
	小計①	53(60)	137(151)	24(37)	16(34)	33(24)	21(22)	13(13)	30(21)	137(151)	
	その他の 監査事務所②	21(24)	25( 35)	1( 2)	1( 9)	2( 8)	8( 5)	6( 2)	7( 9)	25( 35)	
計(①+②)	74(84)	162(186)	25(39)	17(43)	35(32)	29(27)	19(15)	37(30)	162(186)		
重要な不備事項等のある 実施結果の監査事務所		12( 5)	14( 8)	-( -)	-( -)	-( -)	1(-)	1(-)	12( 8)	14( 8)	
合計		86(89)	176(194)	25(39)	17(43)	35(32)	30(27)	20(15)	49(38)	176(194)	
			割合	14%(20%)	10%(22%)	20%(16%)	17%(14%)	11%(8%)	28%(20%)	100%(100%)	

(注)( )内には2022年度の数値を記載しています。

(参考)例えば、上場会社監査数10社以上の大手・準大手以外の監査事務所では、選定した監査業務38業務のうち改善勧告事項が0件だった業務が5業務あり、改善勧告事項が1件だった業務が4業務あることを表しています。

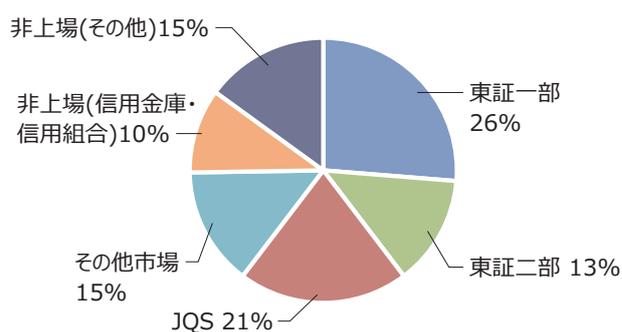
## (5) 通常レビューの実施対象とした監査業務に関する情報

### ① 通常レビューの実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合

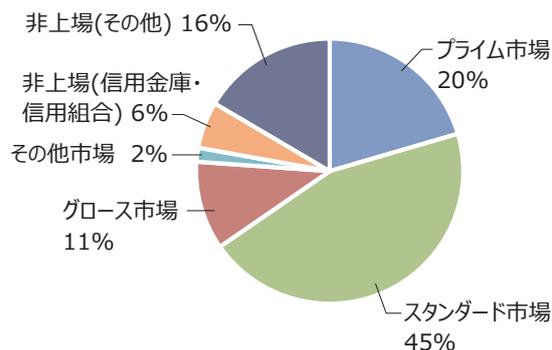
通常レビューにおいて実施対象とした監査業務の市場、産業、決算期ごとの割合は、以下のとおりです。

#### 【レビュー対象監査業務の市場ごとの割合】

##### 2022年度(194業務)



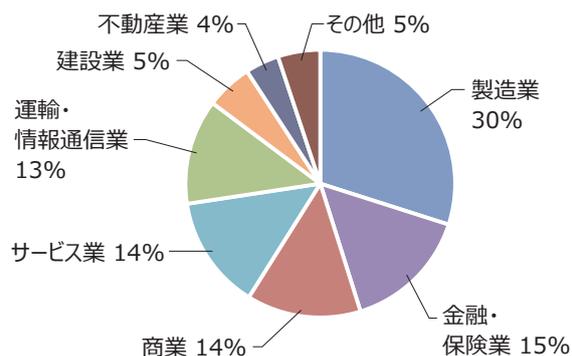
##### 2023年度(176業務)



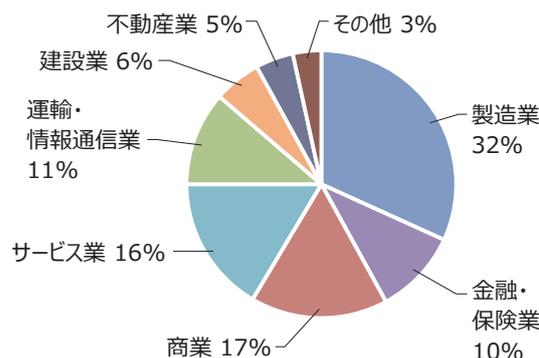
(注)2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分が変更されていますが、2022年度は「2022年3月末日」時点の割合を記載しており、従前の市場区分で表しています。また、監査対象会社が複数の市場に上場している場合には、代表的な市場(東証一部又はプライム市場)に含めています。

#### 【レビュー対象監査業務の産業ごとの割合】

##### 2022年度(194業務)



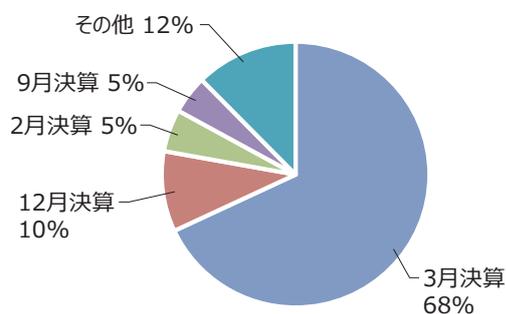
##### 2023年度(176業務)



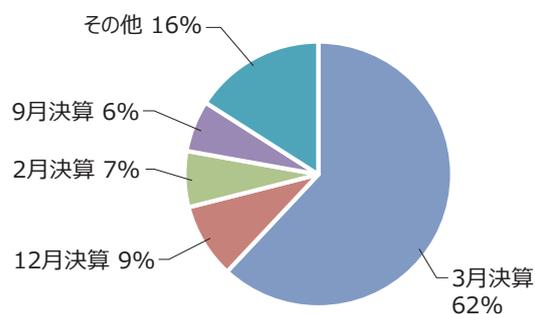
(注)金融商品取引法が適用される監査対象会社については、金融庁EDINETの業種分類によっています。それ以外の監査対象会社については、同業種分類で最もあてはまる業種に分類しています。

## 【レビュー対象監査業務の決算期ごとの割合】

### 2022年度(194業務)



### 2023年度(176業務)



(注)「その他」には、3月、12月、2月、9月決算以外の全ての月の決算が含まれています。

## ② 市場に対する選定業務の割合

過去3年間にレビューを実施した監査事務所の選定業務に係る監査対象会社の株式時価総額が、全上場会社の株式時価総額に占める割合は下表のとおりです。

	選定業務に係る時価総額比率		
	2021年度	2022年度	2023年度
大手監査法人	1.4%	0.7%	1.6%
大手監査法人以外	0.4%	1.1%	1.4%
合計	1.8%	1.8%	3.0%

(注)選定業務に係る時価総額比率は、2021年度は「2021年3月末日」、2022年度は「2022年3月末日」、2023年度は「2023年3月末日」における各社の時価総額に基づき集計しています。

## (6) 品質管理レビューに関連する実績情報

### ① レビュー時間

上場会社等監査人登録制度において、適格性の確認を行うに当たっては、品質管理レビュー制度を利用することから、2023年度は、登録の審査のためのレビュー、みなし登録上場会社等監査人に対する実態調査等を実施したため、監査事務所直接業務時間、レビュー業務総時間ともに増加しています。なお、2021年度以降のレビュー業務総時間、監査事務所直接業務時間等は、下表のとおりです。

	2021年度	2022年度	2023年度
監査事務所直接業務時間	41,425	41,199	47,187
(うち大手監査法人)	(9,342)	(5,351)	(5,472)
(大手監査法人選定事務所数)	(2)	(1)	(1)
レビュー業務総時間	74,773	74,960	79,711
レビューアー人数	38	37	41

(注)監査事務所直接業務時間とは、レビューアーの業務時間のうち関連する監査事務所に直接紐付けすることが可能な業務時間であり、事前の準備等に要した時間も含まれます。

### ② 監査事務所の規模別通常レビュー時間

監査事務所の規模別の通常レビュー時間は下表のとおりです。

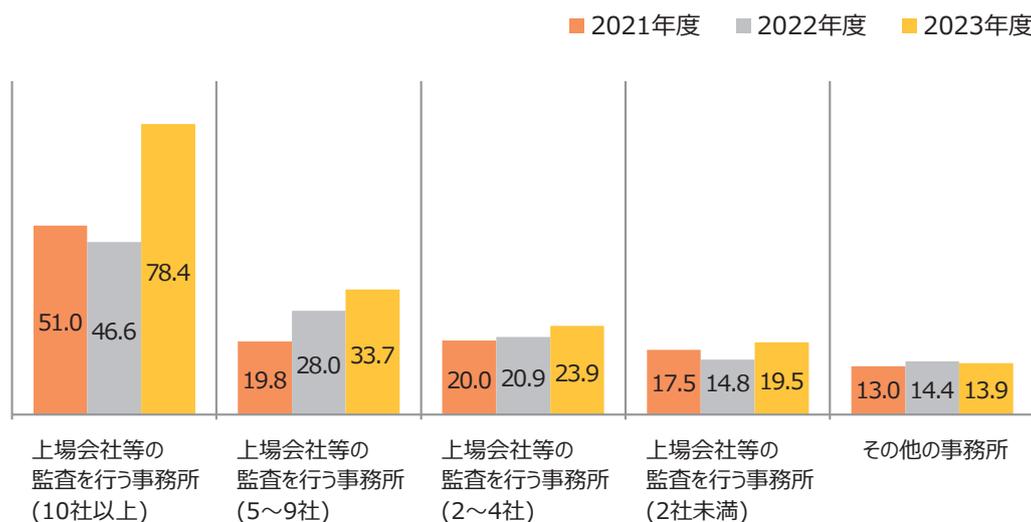
		2021年度	2022年度	2023年度
大手 監査法人	レビュー時間	9,313	5,050	5,237
	通常レビュー事務所数	2	1	1
	1事務所当たりのレビュー時間	4,656	5,050	5,237
準大手 監査法人	レビュー時間	4,755	4,121	2,318
	通常レビュー事務所数	2	2	1
	1事務所当たりのレビュー時間	2,377	2,060	2,318
上記以外の 監査事務所	レビュー時間	19,531	25,884	29,358
	通常レビュー事務所数	72	89	79
	1事務所当たりのレビュー時間	271	290	372

また、大手・準大手監査法人以外の監査事務所に対する通常レビュー監査事務所数・往査に係る期間は下表のとおりです。2023年度においては、みなし登録上場会社等監査人に対する通常レビューにおいて、従来担当主査レビューアー1人で行っていた「監査事務所の品質管理のシステム」の確認を担当主査レビューアーに加えて主査レビューアーの計2人体制で行いました。

		2021年度	2022年度	2023年度
通常レビュー監査事務所数		72事務所	89事務所	79事務所
平均往査期間	上場会社等の監査を行う監査事務所	24.6人日	24.9人日	33.5人日
	その他の監査事務所	13.0人日	14.4人日	13.9人日

(注)各監査事務所の往査に要した日数とレビューアー人数を乗算したものを往査期間(人日)とし、監査事務所の規模別平均値を算出しました。

### 【平均往査期間(人日)の推移】



### ③ オフサイト・モニタリング時間

監査リスクに注力した品質管理レビューの実施を徹底するため、オフサイト情報(被監査会社リスク情報・監査事務所情報等)の収集・分析・対応の協議によるモニタリング活動を実施し、オフサイト・モニタリングの機能維持に取り組んでいます。監査事務所及び被監査会社のモニタリングに要した時間は下表のとおりです。

	2021年度	2022年度	2023年度
モニタリング時間	2,412	2,758	2,763

(注)年間を通じたオフサイト・モニタリングに加えて、監査事務所の提出書類の分析や電話によるヒアリング等を毎年2月と10月に実施しています。これによりガバナンスの変更や専門要員及び監査対象業務の増減を把握することを通じて、レビュー年次計画の変更の要否を検討しています。

#### ④ レビューアーの研修時間

レビューアーに求められるスキルをレビューアーの職位・経験年次に沿って明確にした上で、レビューアーに求められる能力を向上させる研修プログラムを継続して実施しています。特に、監査事務所の業務管理体制等をより深く理解する必要性、改善勧告事項となった根本的な原因の分析を踏まえた指導の重要性の周知、みなし登録上場会社等監査人への適格性の確認を踏まえた指導に係る事項等、レビューアーの能力の更なる向上に努めています。レビューアーが受講した1人当たりの年間平均研修時間は下表のとおりです。

	2021年度	2022年度	2023年度
研修時間	129	148	122

#### ⑤ レビューアーの経験年数

レビューアーの人数、平均監査経験年数は下表のとおりです。

	2021年度	2022年度	2023年度
人数	38人	37人	41人
平均監査経験年数	21年3か月	22年7か月	22年6か月

#### ⑥ 品質管理委員会及び品質管理審査部会の審査状況

各年度の品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、5月から翌年4月までに開催した品質管理委員会において決議したものを各年度分として取り扱っています。各年度における審議事項数、協議事項数、報告事項数は下表のとおりです。制度改正以降は、審議に諮るまでのプロセスの充実を図るため、事前に協議を重ねた上で審議しています。

	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	13	13	13
審議事項数	66	74	72
協議事項数 (うち個別案件に係る協議)	6 (5)	7 (6)	8 (5)
報告事項数	64	70	59

また、品質管理審査部会による審査の状況は下表のとおりです。

	2021年度	2022年度	2023年度
事前相談(レビュー計画)	91件	102件	62件
事前相談(レビューの実施結果)	61件	58件	69件
レビュー報告書案	108件	133件	122件
改善計画書案	15件	12件	13件
合計	275件	305件	266件

2021年度及び2022年度は、通常レビュー実施監査事務所が増加したことに伴い、審査件数が全体的に増加しています。また、2023年度においては、レビュー報告書案の審査前に行うレビューの実施結果に係る事前相談の審査件数が特に増加しています。なお、これまで実施していた上場会社監査事務所登録制度における準登録事務所の審査に代わり、上場会社等監査人登録制度を踏まえた、登録の審査のためのレビューに係る審査を実施しています。

そのほか2021年度においては品質管理実施状況の調査を行った監査事務所に係る審査も実施していますが、上表には含めていません。

## (7) その他の活動状況

### ① 品質管理レビューに関するアンケート調査

品質管理レビュー報告書の交付後、監査事務所に品質管理レビューに関するアンケート調査を実施しています。アンケート調査の結果を評価し、通常レビュー計画における施策を検討する際に参考としています。

2022年度のアンケート調査の結果、以下のようなコメントがありました。

#### (評価されたコメント)

- ・ 事前準備段階よりレビューの重要論点につき予備的な議論を進めることができ、レビューの趣旨を事前によく把握して臨むことができた。
- ・ レビューアーはレビュー対象業務の事前理解等を実施しているため、往査開始後スムーズにコミュニケーションを図ることができた。
- ・ レビューアーとのディスカッションは有意義であった。
- ・ 以前と比較して事前提出資料の分量が減少し、負担軽減になったと感じる。また、選定業務数や考慮事項は妥当であった。

#### (改善を要するコメント)

- ・ 深度ある品質管理レビューの実施の観点から、もう少し業務数を絞り、1業務当たりの時間を増やすことが望ましいと考える。
- ・ 小規模会社を複数レビューアーで1週間レビューされるのは負担である。
- ・ レビューアー人数が事務所の規模に対して多く、感染防止対策をした上で、受入体制を整えるのは苦労した。

2023年度も品質管理レビューに関するアンケート調査を行っており、今後の品質管理レビューの実施・運営の改善の参考にしていきます。

### ② 品質管理レビュー説明会兼意見交換会の開催

2023年度品質管理レビューの実施に先立ち、2023年6月に、181監査事務所から323名の参加を受け、以下に関する事項のオンラインによる品質管理レビュー説明会兼意見交換会を開催しました。

- ・ 上場会社等監査人登録制度
- ・ レビュー手続等の改訂(適格性の確認、ISQM対応)
- ・ 品質管理レビュー基本方針(3か年：2023年度～2025年度)
- ・ 2022年度レビュー結果の概要と2023年度のレビュー方針
- ・ 事例解説集の紹介

### ③ 「品質管理実施状況の報告書」の確認及び個別相談会の開催

通常レビュー対象会社と監査契約を締結しているものの、過去5年以内に品質管理レビューを受けていない監査事務所の品質管理の状況を把握するため、「品質管理実施状況の報告書」の提出を求めました。

また、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書(QCQ306)」への回答内容を分析・検討した上で、「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認しました。

2023年度に「品質管理実施状況の報告書」の内容を確認した監査事務所は、10監査事務所であり、希望した全ての監査事務所(品質管理実施状況の報告書を提出した10監査事務所に加えてQCQ306のみの提出を要する3監査事務所の計13監査事務所)に対して、品質管理レビューに関する個別相談会を各々開催し、監査の品質管理に関する指導を実施しました。

### ④ 品質管理レビュー制度等の社会への積極的な周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社等監査人登録制度の社会への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 品質管理レビュー制度等の概要及び運用状況を取りまとめた冊子「2022年度 品質管理レビューの概要」(本編)、「同」(資料編)及び品質管理レビューにおいて、比較的多く発見された改善勧告事項の事例について取りまとめた「2022年度 品質管理レビュー事例解説集Ⅰ部」の配付並びに当協会ウェブサイトでの発信、「品質管理レビュー制度等の解説」の当協会ウェブサイトでの発信
- ・ 「月刊監査役」(2023年10月号)への品質管理レビュー制度に関する寄稿(表題「日本公認会計士協会における2022年度品質管理レビューの実施状況及び上場会社等の監査を行う監査事務所の登録制度の概要」)
- ・ 公益社団法人日本監査役協会主催の講演会における「自主規制の活動報告(個別事案審査制度・品質管理レビュー制度・上場会社等監査人登録制度の運営状況)」をテーマとした講演の実施(2024年2月動画収録)

### ⑤ 2022年度の品質管理レビュー実施結果及び2023年度の品質管理レビュー方針の会員への積極的な周知活動

2022年度の品質管理レビューの結果及び2023年度の品質管理レビュー方針の会員への周知活動として、以下を実施しました。

- ・ 夏季全国研修会(2023年8月)

- 2022年度レビュー結果の概要及び2023年度以降のレビュー方針並びにレビュー手続等の改正概要
- 監査の品質管理の実務(事例解説集による改善勧告事項事例の説明)

また、当協会に設置している業種別委員会と協同で、地域金融機関を担当する会員に対して、リースに関する会計基準や品質管理レビュー上の留意事項等に関する研修会及びディスカッションや情報交換会を実施する等、他の委員会や他部署と連携して情報発信を行いました。

## 2

## その他の参考情報

## (1) 会員及び監査事務所の地域会別所属状況

当協会の2024年3月31日現在の会員数は、公認会計士及び外国公認会計士35,534人、監査法人287事務所となっています。当協会には16の地域会がありますが、そのうち会員数が最も多い地域会は、会員の過半数が所属する東京会であり、近畿会、東海会がこれに続きます。当協会の会員のうち、通常レビューの対象となる監査事務所数は219事務所(公認会計士63事務所、監査法人156事務所)ですが、その過半数は東京会に所属しており、近畿会、東海会がこれに続く状況は会員の所属状況と同様です。

## 【会員及び監査事務所の地域会別所属状況】

地域会	公認会計士 (外国公認会計士を含む)		監査法人		会員計(公認会計士+監査法人)			
	(人)	うち 通常レビュー の対象 (人)	(事務所)	うち 通常レビュー の対象 (事務所)	(人・事務所)	(%)	(人・事務所)	(%)
北海道	410	1	6	4	416	(1)	5	(2)
東北	452	9	3	1	455	(1)	10	(5)
埼玉	875	1	0	0	875	(2)	1	(1)
千葉	867	2	1	1	868	(2)	3	(1)
東京	20,991	31	181	102	21,172	(59)	133	(60)
神奈川県	1,766	2	3	1	1,769	(5)	3	(1)
東海	2,287	7	16	10	2,303	(6)	17	(8)
北陸	309	2	1	0	310	(1)	2	(1)
京滋	749	0	9	7	758	(2)	7	(3)
近畿	3,970	3	41	14	4,011	(11)	17	(8)
兵庫	875	0	3	2	878	(3)	2	(1)
中国	511	0	5	3	516	(1)	3	(1)
四国	255	0	5	3	260	(1)	3	(1)
北部九州	889	4	9	4	898	(3)	8	(4)
南九州	233	1	3	3	236	(1)	4	(2)
沖縄	95	0	1	1	96	(1)	1	(1)
合計	35,534	63	287	156	35,821	(100)	219	(100)

(注)公認会計士(外国公認会計士を含む)のうち監査法人勤務者数は14,427人です。  
共同事務所数は公認会計士数に含めています。

## (2) 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の調査結果の概要

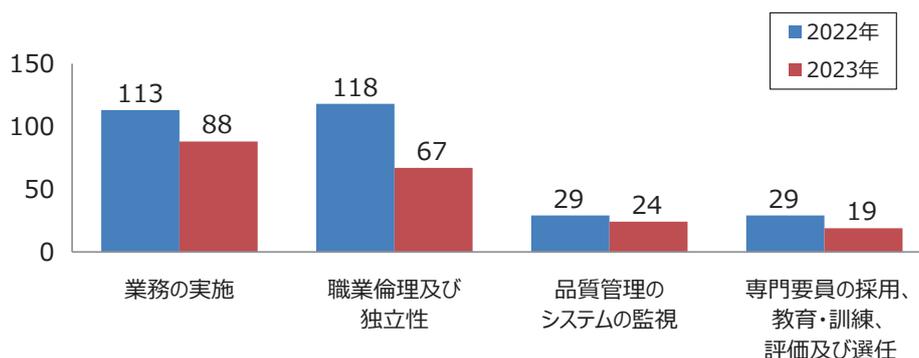
監査監督機関国際フォーラム(以下「IFIAR」といいます。)は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、2017年4月にIFIARの事務局が東京に開設されています。

IFIARは、加盟している各監督機関が当該国の6大監査事務所のメンバーファームにおける監査事務所及び監査業務の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降毎年調査しており、12回目となる2023年度の調査結果を2024年3月18日付けで公表しました。今回の調査は51の加盟監督機関からの報告によるものであり、以下、その調査結果について参考として記載しています。

### ① 品質管理の検査結果

監査事務所における品質管理については、41の加盟監督機関が134事務所を検査した結果が報告されています。検査で指摘の多い項目は、以下のとおりです。

#### 【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2023” pageA-3、A-4の表を基に作成

業務の実施においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、特に監査のメソドロジーやガイダンスに関する指摘が減少しています。

職業倫理及び独立性においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、専門要員の独立性に関する有効なモニタリングについての指摘や、ファーム・ローテーション又はパートナー・ローテーションに関する検討についての指摘など、複数のサブカテゴリーにおいて指摘が減少しています。

品質管理のシステムの監視においては、指摘数が前年度に比して微減していますが、特に前年度に増加した監査業務の定期的な検証に関する指摘が、当年度は減少しています。

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任においては、指摘数が前年度に比して減少していますが、特に監査事務所の教育・研修計画の遵守に関する指摘が減少しています。

## ② 上場会社(Listed PIEs)の監査業務における品質管理の検査結果

監査業務における品質管理については、45の加盟監督機関が159の監査事務所を対象として上場会社の監査業務886業務を検査した結果が報告されています。2023年度の調査結果において、上場会社の監査業務を対象とした検査において一つ以上の検査指摘事項があった割合(以下「検査指摘割合」といいます。)の推移は、下表のとおりです。IFIARは、検査指摘割合について、2019年度を基準値として2023年度までに25%削減する目標(24%)を設定し、2021年度、2022年度は減少となっていました。2023年度においては増加し、目標未達となりました。なお、システム上重要な金融機関(SIFIs)の監査業務を対象とした検査指摘割合は、46%(2022年度調査では33%)でした。

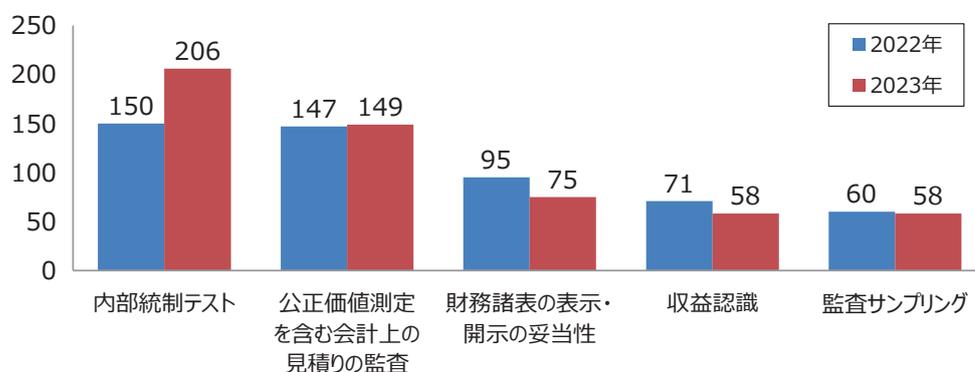
### 【検査指摘割合の推移】

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
33%	34%	30%	26%	32%

(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2023” page B-2の表

上場会社の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目は以下のとおりです。

### 【上場会社の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典)IFIAR “Survey of Inspection Findings 2023” page B-8の表を基に作成

内部統制テストにおいては、指摘数は前年度に比して増加していますが、特にIT全般統制やIT業務処理統制の検証を十分に行っていないという指摘や、経営者により作成されたデータやレポートに関する統制、あるいはそれらの正確性・網羅性の検証を十分に行っていないという指摘が増加しています。

また、公正価値測定を含む会計上の見積りの監査については、指摘数は前年度から微増していますが、前年度同様、整合性のない監査証拠の検討を含む経営者の仮定の合理性を十分に評価していないという指摘やデータの正確性を適切にテストしていないという指摘が多くを占めています。

### (3) 品質管理レビュー制度に関連する規程の変更

2023年度は、品質管理レビュー制度の適用状況を踏まえ、品質管理レビューの実効性の向上に向けた改善を行う目的で、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続の改正、並びに品質管理レビューツールの改定がありました。

#### 品質管理レビュー基準の改正(2023年6月16日：理事会承認)

「監査に関する品質管理基準」の改訂(以下「改訂品質管理基準」といいます。)、並びに関係する品質管理基準報告書(以下「品基報」といいます。 )及び監査基準報告書、その他の監査実務指針等の改正に係る変更

#### 品質管理レビュー手続の改正(2023年6月15日：常務理事会承認)

- 改訂品質管理基準への対応
  - ・ 重要な不備事項のある実施結果等への要件に監査事務所のリスク評価プロセスを追加(第390項)
  - ・ 上場会社等監査人等に関する特則として規定している重要な不備事項となる要因①(第391項)の例示を改正品基報第1号の構成要素に合わせて追加(第554項)
  - ・ 監査事務所によるモニタリング活動に関するレビュー手続を明確化(第213条及び第322-2項)
  - ・ 監査事務所によるモニタリング及び改善プロセス、並びに評価の実施時期を考慮して、レビュー作業の実施時期を決定する旨(第203項)、及び往査後に、監査事務所が「品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供している」以外の結論を下した場合の手続を規定(第343-10項)
  - ・ 整備状況の理解と評価における検討項目を、改正品基報第1号に合わせて見直し(第199項)、リスク評価プロセス、モニタリング及び改善プロセス、並びに評価に関する情報入手する旨を規定(第142-2項)
  - ・ 通常レビュー報告書の文例の見直し
- 改訂品質管理基準以外への対応
  - ・ リモートレビューの新設(第131-5項)
  - ・ 監査調書の改ざんへの対応①宣誓書(第144-2項及び第144-3項)②サプライズ通知(第168-2項)③監査調書の写しの入手(第168-3項及び第333-3項)
  - ・ 多数かつ広範な発見事項がある場合の取扱い(第391-2項)
  - ・ レビュー報告書等における記載の見直し(第482項及び第496項)のほか、スタッフレビューアの要件(CPA資格者以外も可とする)を改正(第73項)

### 品質管理レビューツールの改定(2023年5月23日及び6月19日：品質管理委員会承認)

公認会計士法の改正、改訂品質管理基準への対応のほか、2022年度品質管理レビューの実施状況及び2023年度の品質管理レビューに適用されることになる当協会の実務指針等を踏まえ、監査事務所プロフィール(QCQ100)、通常レビュー対象会社等一覧表(QCQ200)、品質管理のシステムプロフィール(QCQ300)、監査業務プロフィール(QCQ400)、通常レビュー実施計画手続書(QCP100)、レビュー対象監査業務の選定手続書(QCP200)、品質管理のシステムに関するレビュー手続書(QCP300)、監査業務レビュー手続書(QCP400)、改善状況の確認に係る手続書(QCP500)等を改定しました。

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先  
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス  
qc-opinion@jicpa.or.jp